

茅ヶ崎市は、民間事業者の有する経営能力、技術力及び運営能力等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じて、実施する。

ここに、同法第5条の規定に準じ、本件事業に関する市の実施方針を別紙のとおり定めたので、公表する。

令和4年1月14日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針

令和4年1月
茅ヶ崎市

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定の手順	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4 審査及び選定に関する事項	10
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 基本的考え方	12
2 予想されるリスクと責任分担	12
3 事業の実施状況のモニタリング	12
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1 公共施設等の立地に関する事項	13
2 施設の規模及び配置に関する事項	13
第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	14
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4 その他	15
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	16
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3 その他	16
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1 議会の議決	17
2 情報公開及び情報提供	17
3 応募に伴う費用	17
4 実施方針に関する問合せ先	17

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

茅ヶ崎市長 佐藤 光

(4) 事業予定地

茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）

(5) 事業の目的

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）は、粗大ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を推進することを目的とする。

(6) 事業の内容

① 事業概要

本件事業は、茅ヶ崎市環境事業センターにおいて、旧ごみ焼却施設解体跡地に、本件施設を設計・建設し、運営・維持管理するものである。なお、本件事業で整備する施設は、粗大ごみ処理施設、ストックヤード、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）である。

施設名称	施設規模
粗大ごみ処理施設	27t/日

② 事業方式

本件事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

茅ヶ崎市（以下「市」という。）は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設業務については、廃棄物処理施設整備交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（SPC）、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る本件事業を一括して行うものとする。

市は本件施設を 30 年以上にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

③ 契約の形態

市は、本件事業の契約締結に向け、市、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本件

事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を落札者と締結する。

その後、市は、事業者に本件事業の設計・建設及び運営・維持管理を一括で委託するために、本件事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本件事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、市は、基本契約に基づき、運営・維持管理に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約（以下「運営・維持管理業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて「特定事業契約」（本件事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）という。）

④ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から約22年3ヶ月間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から約2年3ヶ月間とする。

運営・維持管理期間：令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間とする。

⑤ 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針の公表	令和4年1月14日
イ 特定事業の選定の公表	令和4年3月
ウ 入札公告	令和4年4月
エ 提案書提出	令和4年7月
オ 落札者の決定	令和4年9月
カ 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
キ 仮契約の締結	令和4年10月
ク 特定事業契約の締結	令和4年12月
ケ 設計・建設着手	令和5年1月
コ 竣工及び引渡し	令和7年3月
サ 供用開始	令和7年4月1日
シ 契約終了	令和27年3月31日

⑥ 本件事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、廃棄物処理施設整備交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力する。

ア 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

イ 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ウ) 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。

(エ) 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、各種協議会等への対応、試運転及び引渡性能試験を行う。

ウ 運営・維持管理業務（運営事業者の業務範囲のイメージは、別紙2を参照のこと。）

(ア) 運営事業者は、市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（不燃ご

み、大型ごみ及び不法投棄物)を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。

- (イ) 運営事業者は、本件施設に直接搬入された不燃ごみ及び大型ごみを計量し、市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、市へ引き渡すものとする。
- (ウ) 運営事業者は、環境事業センター内の既設計量棟において、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、資源物等搬出車両の計量業務を行う。
- (エ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した金属類等の資源物を場内にて貯留・保管、搬出車両への積込み、運搬を行い、市が指定する業者に引き渡す。なお、資源物売却収入は、市へ引き渡すものとする。
- (オ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した破碎残渣について、場内にて貯留・保管、搬出車両への積込み、環境事業センター内のごみ焼却施設への運搬を行う。
- (カ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光灯について、場内にて貯留・保管し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- (キ) 運営事業者は、市の実施した生活環境影響調査の各調査項目について確認を行う。
- (ク) 運営事業者は、本件施設の見学希望者等について適切な対応を行う。

⑦ 市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

本件事業を実施するための用地は、市が確保する。なお、事前に実施している解体工事において、用地内に地中廃棄物の存在を確認し、撤去・処分を行っている。その他本件事業において、予期しない地中埋設物が確認された場合は、その取扱いについて協議する。協議の結果、地中埋設物の撤去等を行う場合、当該撤去等に係る費用については、合理的な範囲で市が負担する。

イ 不燃ごみ、大型ごみ及び不法投棄物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、不燃ごみ、大型ごみ及び不法投棄物の搬入は、市が行う。

ウ 処理不適物等の処理・処分

本件施設を運転することにより発生した処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光灯の処理・処分は市が行う。なお、搬出車両への積込みは事業者が行う。また、処理・処分により生じる費用は、市の負担とする。

エ 本件事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

オ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

カ 施設見学者への対応

市は、一般見学者を除く行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者と連携して行う。

キ その他

市は、本件事業に係る廃棄物処理施設整備交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

⑧ 事業者の収入（市からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

市は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

市は、本件施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

⑨ 法令等の遵守

市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市は、次の考え方・手順に従い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に定められる手続に準じて、本件事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本件事業をDBO方式にて実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本件事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は本件事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和4年1月14日（金）	実施方針の公表
令和4年1月14日（金）～ 1月28日（金）	実施方針に関する質問の受付
令和4年2月25日（金）	実施方針に関する質問の回答
令和4年3月	特定事業の選定・公表
令和4年4月	入札公告
令和4年4月	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案））の公表
令和4年4月	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和4年4月	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和4年5月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和4年5月	資格審査結果の通知
令和4年5月	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和4年5月	対面的対話確認事項及び入札説明書等に係る質問受付（第2回）
令和4年6月	対面的対話の実施
令和4年6月	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和4年7月	入札書及び技術提案書の受付
令和4年8月	技術提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和4年9月	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和4年9月	基本協定締結
令和4年10月	特定事業契約仮契約締結
令和4年12月	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

① 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和4年1月14日（金）から1月28日（金）12時まで

イ 提出方法等

(ア) 提出先

茅ヶ崎市 環境部 資源循環課

(イ) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。提出の際、電子メールの件名を「実施方針に関する質問」と記載する。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(ウ) 電子メールアドレス

shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

ウ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和4年2月25日（金）に市のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ その他

「質問」として提出された場合であっても、市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本件事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

② 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認められた場合、本件事業を特定事業として選定し、令和4年3月に公表する。

③ 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本件事業を特定事業として選定した場合、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和4年4月に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を市のホームページにて公表する。

④ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については入札説明書等に示す。

⑤ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本件事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

⑥ 対面的対話の実施

市は、本件事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 入札書及び技術提案書の受付

本件事業に関する入札書及び技術提案書を令和4年7月に受け付ける。技術提案書の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札書及び技術提案書の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑧ 落札者の決定及び公表

入札書及び技術提案書については、茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。これを踏まえて、市は、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本件事業を実施するための運営事業者を設立し、市は、建設工事請負契約を建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と令和4年12月に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 参加者は、運営事業者に出資する企業(以下「構成員」という。)と運営事業者に出資しない企業(以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。)で構成するものとする。なお、構成企業は、参加表明時に企業名を公表しなければならない。
- ② 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ③ 構成員のうち、プラント設備の設計・建設を主に行う者を「代表企業」として定めるものとし、運営事業者の最大の出資者(出資割合 50%超)になるものとする。なお、入札参加手続等は代表企業が行うこととする。
- ④ 市と建設工事請負契約を締結する者は特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)とし、代表企業が特定共同企業体の代表者になるものとする。また、特定共同企業体を構成する者には、市内に本店を有する企業(以下「市内企業」という。)を2者以上含むものとする。なお、市内企業は次の要件を全て満たすものとする。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき建設業の許可を受けていること。

イ 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

ウ 平成24年4月1日以降に、市の発注した建築一式工事の建設実績を元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。

- ⑤ 特定共同企業体の代表者以外の企業は運営事業者への出資については任意とする。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ⑥ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変

更についても同様とする。

- ⑧ 入札参加者の構成企業のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑨ 同一の入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、次の①から④の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることを可能とする。

① 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う代表企業は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本件施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事に係る総合評定値が 960 点以上であること。
- エ 平成 24 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の設計・建設工事の受注実績を元請として複数件有すること。

② 本件施設の建築物の設計を行う者の要件

本件施設の建築物の設計を行う構成企業のうち、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 平成 24 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の建築物に係る設計の実績を有すること。

③ 本件施設の建築物の建設を行う者の要件

本件施設の建築物の建設を行う者は、構成企業のうち市内企業のみ又は市内企業と代表企業により構成されるものとし、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事に係る総合評定値が 960 点以上であること。
- エ 平成 24 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体の発注した建築一式工事の建設実績を元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。

④ 本件施設の運営・維持管理を行う者の要件

本件施設の運営・維持管理を行う構成員のうち、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設に係る1年以上の運転管理業務実績を有すること。

イ 運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、破砕・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置できること。なお、一般廃棄物を対象とした破砕処理施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 「かながわ電子入札共同システム」令和3、4年度競争入札参加資格認定において当該構成企業が担う業務に必要な営業種目につき茅ヶ崎市長から認定を受けていない者。
- ③ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑨ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑩ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑪ 市が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき。
- ⑬ 個人にあつては、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年条例第5号）第2条に規定する暴力団員であると認められるとき。法人にあつては、暴力団経営支配法人であると認められるとき。

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から提案書等提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格

を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

- ③ 提案書等提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市がやむを得ない事情であると判断した場合は、市と協議を行うものとする。
- ④ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者は、仮契約締結までに、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、茅ヶ崎市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。
- ② 運営事業者への出資は本件事業を実施するものとして市が決定した落札者の構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ③ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 特定共同企業体の設立に関する要件

- ① 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- ② 特定共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- ③ 代表者の出資比率は、構成するもののうち、最大の出資比率でなければならない。
- ④ 本件事業の入札に参加するに当たり特定共同企業体の結成を予定する建設事業者は、参加表明までに協定書を作成し、提出すること。
- ⑤ 市と契約を締結した特定共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者で構成する委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。市は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準

は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設及び運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
- (2) 敷地面積（環境事業センター全体） 19,012m²
- (3) 都市計画事項
- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ① 都市計画区域 | 都市計画区域内 |
| ② 区域区分 | 市街化区域 |
| ③ 用途地域 | 工業専用地域 |
| ④ 建ぺい率 | 60%以内 |
| ⑤ 容積率 | 200%以内 |
| ⑥ 防火・準防火地区 | 指定なし |
| ⑦ 高度地区 | 第4種高度地区 |
| ⑧ 高度利用地区 | 指定なし |
| ⑨ 特別緑地保全地区 | 指定なし |
| ⑩ 生産緑地地区 | 指定なし |
| ⑪ 地区計画 | 指定なし |
| ⑫ 土地区画整理事業 | 茅ヶ崎寒川工業団地造成土地区画整理事業（S47 完了） |
| ⑬ 都市計画道路 | 指定なし |
| ⑭ 都市計画公園 | 指定なし |
| ⑮ 緑地 | 工場立地法及び茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例による |
| ⑯ 都市計画河川 | 指定なし |
| ⑰ その他都市施設 | 茅ヶ崎市ごみ焼却場（昭和45年1月31日 告示第4号） |
| ⑱ 事業計画等 | 指定なし |
- (4) その他 河川法（敷地の一部が河川保全区域）

2 施設の規模及び配置に関する事項

(1) 新設する施設

施設の種類	概 要	
粗大ごみ処理施設	受入対象物	不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、災害廃棄物（非定常的に発生）
	主要設備	破砕設備、搬送・選別設備、貯留・搬出設備
	処理能力	27t/日

施設配置図（標準案）は、別紙4を参照すること。

第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

茅ヶ崎市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

事	務	局	:	茅ヶ崎市	環境部	資源循環課
			:	〒253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	
T	E	L	:	0467-82-1111	(内線:1222)	
F	A	X	:	0467-57-8388		
電	子	メ	ール	:	shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp	
ホ	ーム	ペ	ージ	:	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/index.html	

用語集

用語	定義
DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運転・維持管理を民間事業者者に包括的に委託する事業方式をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
受入対象物	茅ヶ崎市内及び寒川町内から排出され、委託業者、排出事業者又は市町民が本件施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
運営・維持管理業務	本件事業のうち、の運営・維持管理(運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。)に係る業務をいう。
運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る市と運営事業者との間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)であり、本件施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書(案)	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書(案)」をいう。
基本契約	本件事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書(案)	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書(案)」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。
市	茅ヶ崎市をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る市と建設事業者との間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書(案)」をいう。
建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する者で、特定共同企業体をいう。
公共施設等	PFI法にて規定する次の施設(設備を含む。)をいう。①道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設、②庁舎、宿舍等の公用施設、③賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、④情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設、⑤船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)、⑥①から⑤に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
ごみ焼却施設	環境事業センターにある可燃ごみ、本件施設からの破碎残渣等を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設である。
事業期間	特定事業契約を締結した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
事業者	本件事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
処理困難物	危険物、特定家庭用機器、パソコン等、市では収集・処理できないごみを総称していう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理不適合物、処理困難物等を除いたものを総称していう。
処理不適合物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
ストックヤード	大型ごみ受入貯留ヤード、不燃ごみ受入貯留ヤード、処理困難物等の抜取物一時貯留ヤード等、本件施設にて設置するストックヤードを総称していう。

用語	定義
設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
粗大ごみ処理施設	不燃ごみ及び大型ごみ、不法投棄物等を処理対象物として破碎・選別処理する破碎設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設設計・建設工事の工事範囲に設置され計量棟及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業	公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものとして、PFI法にて規定する事業及びそれに準ずる事業をいう。
特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	市が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
廃棄物処理施設整備交付金	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）が大規模災害における災害対応拠点となりうる廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
破碎残渣	本件施設からの処理残渣のうち可燃性及び不燃性の破碎残渣を総称していう。
プラント設備	本件事業における粗大ごみ処理施設の設備のうち、処理対象物を破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
本件事業	市が実施する茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
実施方針	実施方針は、本件事業の実施に係る方針を広く世の中に知らしめるために公表するためのものであり、民間事業者の募集や選定に関する事項、責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等を定めたものである。
要求水準書	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

茅ヶ崎市長 佐藤 光 あて

実施方針に関する質問・意見書

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(5)	事業の目的		

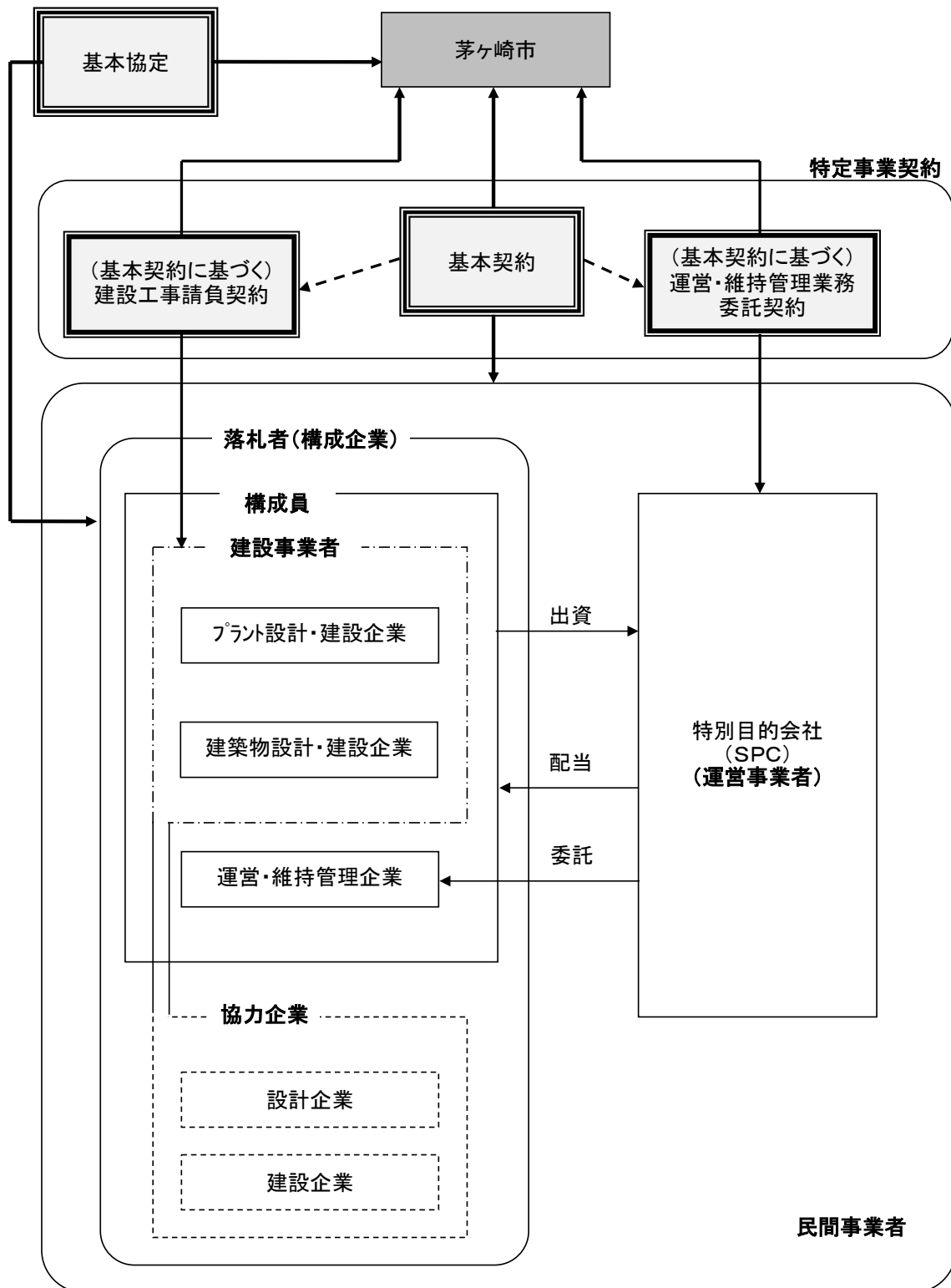
(2) 実施方針に対する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(5)	事業の目的		

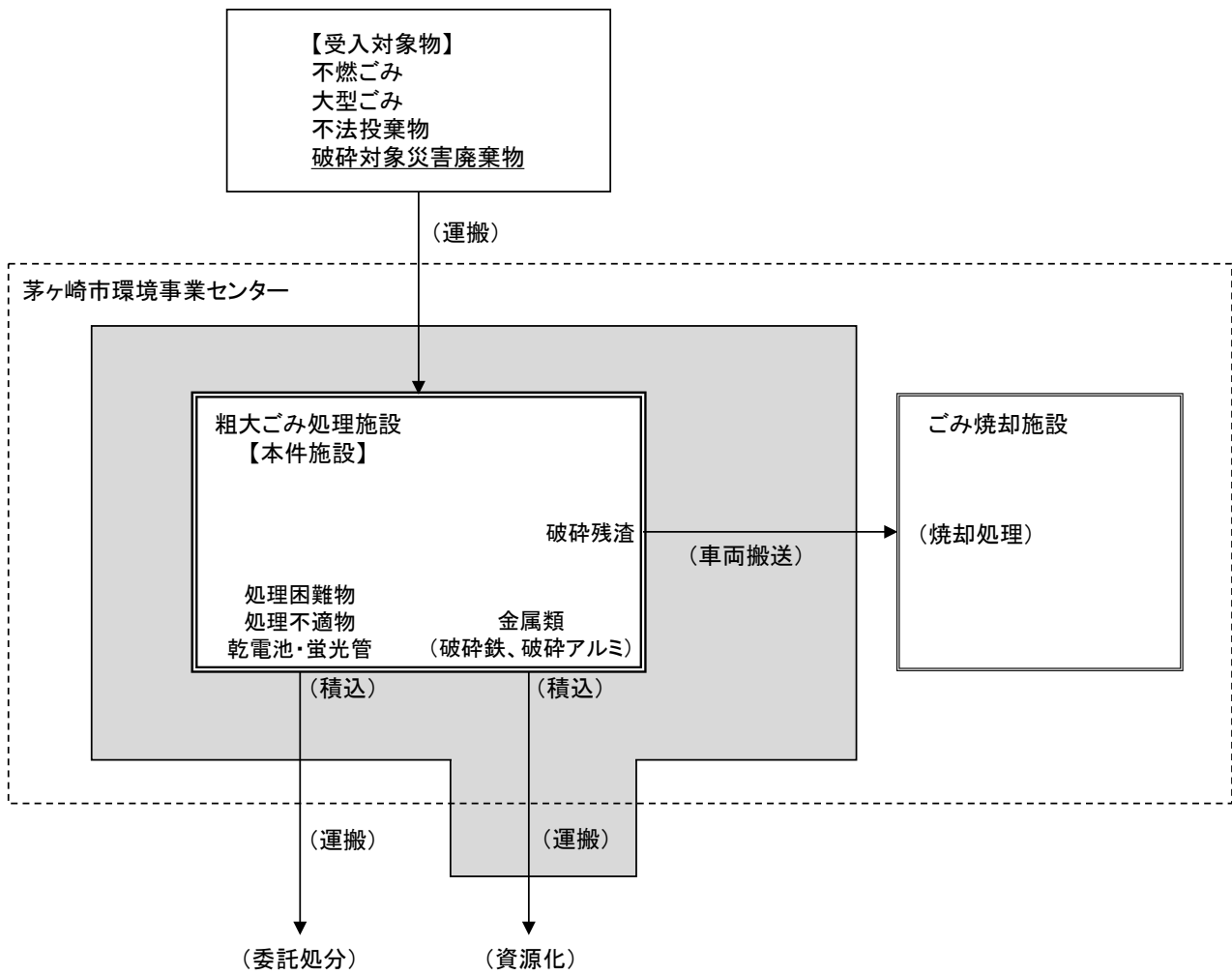
- ※1：質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。
- ※3：本様式のMS-Excelデータは、茅ヶ崎市ホームページにおいてダウンロードすることができる。
ホームページアドレス <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/index.html>

別紙1 本件事業の事業スキーム（例）

- ・施設の設計から建設、運転維持管理業務までを民間事業者に一括発注する。
- ・市と落札者（構成企業）は、特定事業契約締結前の双方の義務について必要な事項を定めた基本協定を締結し、民間事業者は運営事業者の設立等を実施していく。
- ・施設建設は公設であり、市は施設の設計・建設を行う建設事業者と建設工事請負契約、施設運転・運営を行う運営事業者（SPC）と運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- ・建設工事請負契約と運営・維持管理業務委託契約を1つにまとめるための「上位契約」として、「基本契約」を締結し、建設事業者と運営事業者の連携を強化する。



別紙2 運営事業者の業務範囲のイメージ



※受入対象物のうち下線で示すものは、非定期的に発生することを示す。

※ は、運営事業者の業務範囲を示す。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、見積仕様書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 ^{注1}	○	○
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	○	○
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの			○	
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
施設損傷リスク	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		市	事業者	
運営段階	支払い遅延・不能リスク	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	△	○
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費増大リスク	市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷リスク	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
施設の契約不適合リスク	事業期間中における施設の契約不適合に関するもの		○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

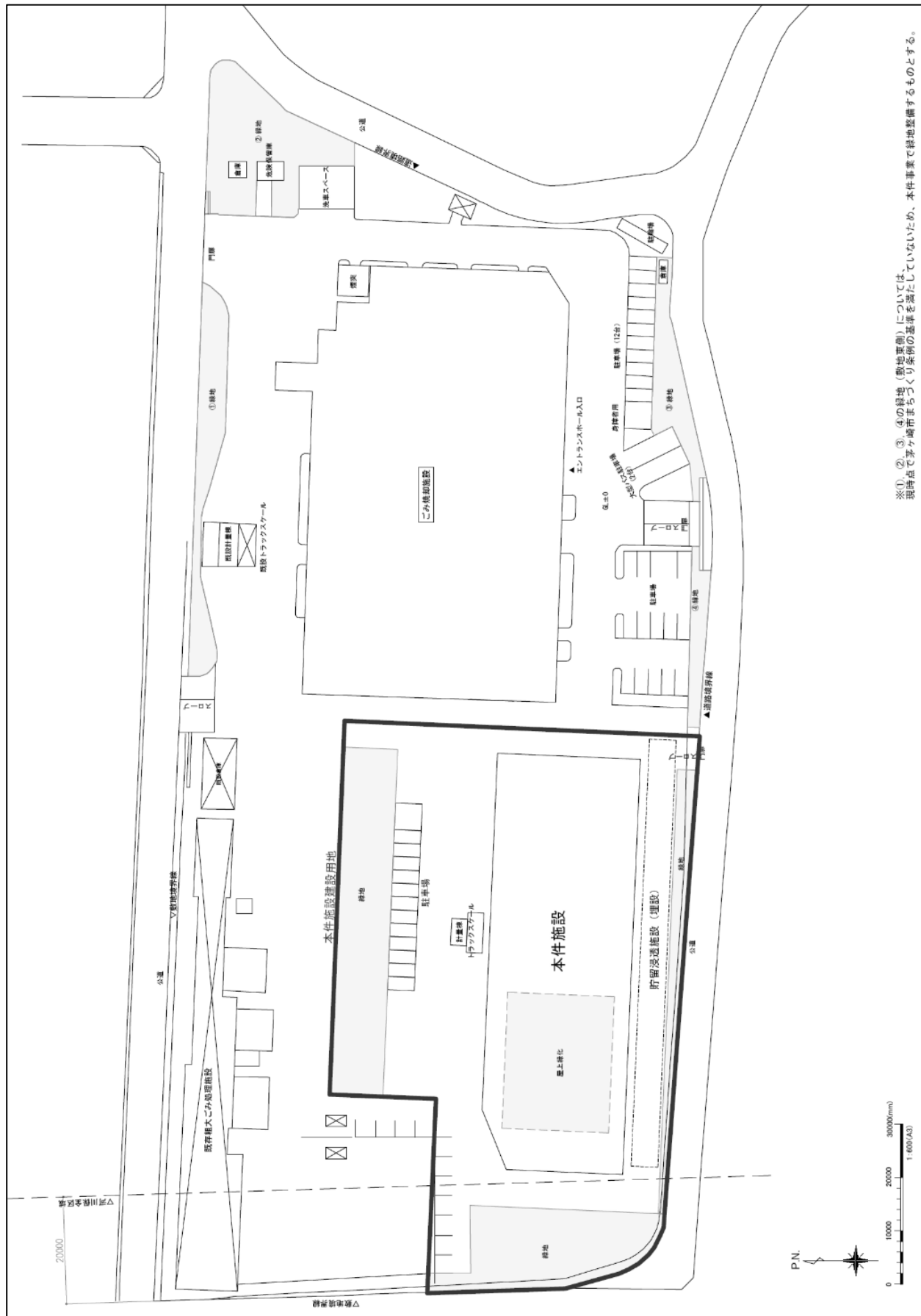
注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質に対して著しい変動がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。なお、計画ごみ質として単位体積重量及び種類組成を要求水準書に示す。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書(案)等において示す。

別紙 4 施設配置図 (標準案)



※①、②、③、④の緑地(動植物園)については、現時点で茨ヶ崎市まちづくり条例の基準を満たしていないため、本件事で緑地整備するものとする。